



熊本県公報

第13481号
令和7年(2025年)
10月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○道路の供用開始	(〃) 1
○道路の供用開始	(〃) 2
○道路の供用開始	(〃) 2
公 告	
○公共測量の実施	(監理課) 2
○荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業に係る換地処分の完了届	(都市計画課) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃) 6
○公共測量の実施	(監理課) 7
○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更認可	(住宅課) 8
○道路の位置の指定	(建築課) 8
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 8
○肥料登録	(農業技術課) 8
○令和7年度(2025年度)第2回熊本県消費生活審議会及び第2回熊本県消費者教育推進地域協議会の開催	(消費生活課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 9
登 載 依 頼	
○県指定史跡の解除	(文化課) 10
○「平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)」の一部改正	(警察本部地域課) 10
○第167回熊本県都市計画審議会の開催	(都市計画審議会) 10
○指定講習機関の名称等の変更に伴う公安委員会告示について	(警察本部運転免許試験課) 11

告 示

熊本県告示第761号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)10月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町大字郷野原字下祝原 1298番1地先から 同所 1297番3地先まで	18.3	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)10月31日

熊本県告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)10月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字馬水字上野添 636番10地先から 同所 658番3地先まで	87.5	交安街
		上益城郡益城町大字馬水字上野添 659番10地先から 同所 804番3地先まで	90.9	
		上益城郡益城町大字馬水字上野添 804番3地先から 同所 716番1地先まで	19.7	
		上益城郡益城町大字安永字柿添 560番3地先から 同所 631番12地先まで	132.6	

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）10月31日

熊本県告示第763号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）10月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字楠ノ平 204番5地先から 同所 204番5地先まで	18.0	災害防除 (地道 債)

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）10月31日

熊本県告示第764号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）10月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	高森波野線	阿蘇市波野大字滝水 291番2地先から 同所 290番地先まで	73.7	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）10月31日

公 告

熊本県公告第636号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和7年（2025年） 10月13日から 令和8年（2026年） 3月31日まで	菊陽町大字原水地内

熊本県公告第637号
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により荒尾市長浅田敏彦から荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第638号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
嶽下 武紀	熊本市	加悦 雅浩	宇土市	宇土市下網田町字上原43ほか1筆
村下 信一	宇土市	重元 幹男	宇土市	宇土市走潟町字走潟1148
甲斐 康喜	宇土市	鎌賀 和夫	宇土市	宇土市上網田町字木芽道1782－1ほか3筆
米田 裕介 （亡）米田 俊夫	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字矢崎2414－1ほか1筆
仁和 進	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字古閑ノ前2349－1
林田 己義	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字古閑ノ前2338ほか1筆
村上 孝一	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字矢崎2366－1ほか5筆
西川 洋治	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字矢崎2399ほか3筆
百田 洋一	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市府本字衣裳給759ほか7筆
内田 法子	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字古閑ノ前2337－1ほか4筆
田中 ミト美	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市平山字矢崎2367－1ほか6筆
宮本 千香子	荒尾市	内田 将吾	荒尾市	荒尾市平山字古閑ノ前2342ほか1筆
岩尾 淑功	荒尾市	田上 慎一	荒尾市	荒尾市菰屋字東ノ前79－1
緒方 哲朗	荒尾市	田上 慎一	荒尾市	荒尾市野原字中棚1359
田中 征子	荒尾市	くまもと未来 ファーム株式 会社	荒尾市	荒尾市水野字上橋口129－1ほか1筆
富永 邦子	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉156

				8-1
沖崎 厘津子	宇城市	株式会社タナカ農産	八代市	宇城市松橋町御船字四番割268-1ほか10筆
河野 テル子	宇城市	株式会社タナカ農産	八代市	宇城市松橋町御船字五番割324-1
福島 明男	宇城市	株式会社タナカ農産	八代市	宇城市松橋町御船字九番割661-1ほか1筆
泉 みどり	宇城市	株式会社タナカ農産	八代市	宇城市松橋町御船字拾番割772-1
池上 義美	宇城市	株式会社タナカ農産	八代市	宇城市松橋町御船字拾番割814ほか1筆
吉本 博文	熊本市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町曲野字中村1120-3ほか2筆
杣原 国弘	宇城市	今村 和弘	宇城市	宇城市不知火町長崎字宮ノ元3223
舩井 貴男 (亡)舩井 研次	宇城市	城塚 陽一	宇城市	宇城市豊野町下郷字新開975ほか2筆
坂本 博昭	宇城市	河村 一志	宇城市	宇城市三角町前越字池ノ浦1289ほか3筆
高橋 郁夫	宇城市	河村 一志	宇城市	宇城市三角町前越字西崎985-1ほか6筆
杉本 雷太郎	八代市	川野 祐樹	氷川町	宇城市小川町不知火字二番割72
大嶋 誠	宇城市	内山 貴博	宇城市	宇城市不知火町浦上字丸塚1533-1ほか1筆
高野 和人	宇城市	株式会社堀内農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字大道3140-2ほか2筆
小田原 新義	宇城市	株式会社堀内農場	氷川町	宇城市松橋町萩尾字中原1919ほか2筆
那須 修一	宇城市	株式会社堀内農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷3039ほか1筆
宮崎 秀一	宇城市	株式会社堀内農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷3036-2
河野 正	宇城市	田中 起代登	宇城市	宇城市松橋町砂川字知火場65-5ほか2筆
上原 信雄	宇城市	沖 孝幸	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷33-1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷3-2〕
沖 孝幸	宇城市	沖 孝幸	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷91-1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷12-1〕
田中 利幸	宇城市	田中 大陽	宇城市	宇城市松橋町浅川字中割315-1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷24-1ほか1筆〕
田中 起代登	宇城市	田中 起代登	宇城市	宇城市松橋町浅川字沖29-10ほか7筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字沖1-1ほか2筆〕

河野 正	宇城市	田中 起代登	宇城市	宇城市松橋町浅川字沖31 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字沖1-3〕
岩村 誠一	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷18 0-1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷20 -1〕
切通 純子	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷18 5-1ほか3筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷26 -1〕
岡崎 嗣博	宇城市	岡崎 健二	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷10 8 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷12 -2〕
沖村 昭幸	宇城市	沖村 昭幸	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷15 1-1 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷17 -2〕
河野 興力	宇城市	沖村 昭幸	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷84 -1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷10 -1ほか1筆〕
大渕 誠一	八代市	沖村 昭幸	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷80 -1 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷11 -3〕
松田 久男	宇城市	沖村 昭幸	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷92 -1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷8- 4〕
上原 信雄	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷33 -1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷3- 2〕
沖 孝幸	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷91 -1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷12 -1〕
田中 利幸	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字中割315 -1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷24 -1ほか1筆〕
田中 起代登	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字沖29-1 0ほか7筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字沖1-1ほ か2筆〕

岩村 誠一	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷18 0－1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷20 －1〕
岡崎 嗣博	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷10 8 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷12 －2〕
切通 純子	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷18 5－1ほか3筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷26 －1〕
沖村 昭幸	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷15 1－1 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字上阿郷17 －2〕
河野 正	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字沖31 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字沖1－3〕
河野 興力	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷84 －1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷10 －1ほか1筆〕
大渕 誠一	八代市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷80 －1 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷11 －3〕
松田 久男	宇城市	株式会社サン マルクファーム	宇城市	宇城市松橋町浅川字下阿郷92 －1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町浅川字下阿郷8－ 4〕

2 認可年月日
令和7年（2025年）10月22日

熊本県公告第639号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の
規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定によ
り公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定 等を行う者		賃借権の設定等を受け る者		農地中間管理権の設定等及び 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
後藤 幸男	熊本市	株式会社A G R I S E	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字平田63 3－1ほか6筆
寺本 杉男	阿蘇市	寺本 博文	阿蘇市	阿蘇市一の宮町手野字堀田62 8－4ほか13筆
黒木 明	阿蘇市	園田 賢臣	阿蘇市	阿蘇市三久保字千町無田233 －262

甲斐 寛十	阿蘇市	甲斐 龍太郎	阿蘇市	阿蘇市西町字板橋461
河瀬 眞喜夫	阿蘇市	末藤 吉一	阿蘇市	阿蘇市黒川字灰塚尻654-3
河瀬 ハルミ	阿蘇市	末藤 吉一	阿蘇市	阿蘇市黒川字灰塚尻654-1 ほか2筆
森 今朝一	阿蘇市	岩永 直樹	阿蘇市	阿蘇市役犬原字滝ノ本1622-5
古閑 鶴雄	阿蘇市	株式会社古閑舎	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字小森250-1ほか2筆
田上 幹雄	阿蘇市	大倉 富広	阿蘇市	阿蘇市小里字渕ノ上59ほか11筆
高橋 鶴也 (亡) 高橋銀次	阿蘇市	岩下 栄一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字上無田744ほか11筆
坂井 昭浩	南阿蘇村	南阿蘇MIYABIO株式会社	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字西鶴4195ほか1筆
宇藤 忠義	南阿蘇村	堤 敏久	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字黒石2403
井上 清二	南阿蘇村	井上 達也	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字中原1505ほか2筆
中村 貞子	南阿蘇村	宮脇 悠	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立212-2ほか4筆
笠野 眞喜	南阿蘇村	宮脇 悠	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字水溜4437-2
矢羽田 ナオ子	小国町	澁谷 利洋	小国町	阿蘇郡小国町大字北里字童子院4343-1
梅田 喜久男	小国町	永野 秀幸	小国町	阿蘇郡小国町大字西里字深町1849-1
加藤 眞優美	福岡県久留米市	松野 英一	小国町	阿蘇郡小国町大字西里字松野1746-1ほか5筆
北里 千尋	小国町	北里 克己	小国町	阿蘇郡小国町大字上田字荒倉830-7ほか10筆
麻生 哲也	小国町	麻生 一博	小国町	阿蘇郡小国町大字上田字蔵園3238-1ほか11筆
坂田 春喜 (亡) 坂田義信	小国町	山本 徹兵	小国町	阿蘇郡小国町大字黒渕字桑鶴1330-1ほか1筆

2 認可年月日
令和7年（2025年）10月22日

熊本県公告第640号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（確定測量）	令和7年（2025年） 10月17日から 令和8年（2026年） 3月6日まで	宇城市松橋町南豊崎地内

熊本県公告第641号
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）の施行に伴う改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下、「法」という。）第61条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務に係る変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
一般社団法人夢ネットはちどり
- 2 変更する事項
(1) 実施する支援業務
法第62条第一号、第二号、第三号、第五号及び第六号
- 3 変更年月日
令和7年（2025年）10月1日

熊本県公告第642号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区下江津三丁目15番2号
- 2 築造者の氏名 株式会社熊本不動産ネット
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字八番町屋敷643番2並びに同字後迫2201番1の一部及び同2201番54並びに同字下井迫2212番11の一部並びに里道の一部
- 4 道路の幅員 4.01メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 88.79メートル
- 6 指定年月日 令和7年（2025年）10月15日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第153号

熊本県公告第643号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
竹原 宏則 (亡) 中村 豊喜	玉名市	有限会社アグリファームきよた	玉東町	玉名郡玉東町大字上白木字測ノ上377
竹原 宏則	玉名市	有限会社アグリファームきよた	玉東町	玉名郡玉東町大字上白木字座主855
松本 健	熊本市	グッドファーム株式会社	大津町	玉名郡南関町大字今字原880ほか17筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字今字原2-3 ほか1筆〕

- 2 認可年月日
令和7年（2025年）10月24日

熊本県公告第644号
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づ

き 公 告 す る。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第148 6号	混合有 機質肥 料	井上農 園のぼ かし	窒素全量 ：5.0 りん酸全量 ：2.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	井上 富超 熊本県天草市久 玉町4081- 7	令和13年 (2031 年)10月 23日
熊本県肥 第148 7号	ごま油 かす及 びその 粉末	一番し ぼりご ま油粕	窒素全量 ：6.0 りん酸全量 ：1.0 加里全量 ：1.0	該当なし	有限会社堀内製 油 熊本県八代郡氷 川町吉本94	令和13年 (2031 年)10月 29日

熊本県公告第645号

令和7年度（2025年度）第2回熊本県消費生活審議会及び第2回熊本県消費者教育
推進地域協議会の会議を次のとおり開催する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 開催日時
令和7年（2025年）11月4日午後1時30分
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 議題
(1) 消費者基本計画等策定部会における審議結果報告について
(2) 第5次消費者基本計画案について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班（熊本県消費生活審議会事務局）
（電話 096-333-2309）

熊本県公告第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関す
る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市新松原町字佐野免26番3、同165番、同166番、同167番、同168
番、同169番、同170番、同172番及び同174番1並びに水路の一部
13,460.68平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目1番100号
株式会社ハピネス

熊本県公告第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関す
る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字飯高1641番1、同1641番2の一部、同1641番3、同1641番4の一部、同1623番5の一部及び同1623番9の一部並びに同福原字飯高3134番5の一部並びに道の一部
2,755.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区江越二丁目9番20号
A s ・ R i s i n g 株式会社

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第36号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第36条第2項の規定により、次の熊本県指定史跡の指定が令和7年（2025年）9月18日付けで解除されたので、同第36条第3項で準用する同第5条第7項の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月31日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

種 別	文化財の名称	所 在 地
史 跡	青蓮寺古塔碑群	熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地

熊本県公安委員会告示第18号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

1の表荒尾警察署荒尾駅前交番の項中「大平町三丁目」の次に「、海陽町一丁目、海陽町二丁目、海陽町三丁目」を加える。

熊本県都市計画審議会公告第1号

第167回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和7年（2025年）10月31日

熊本県都市計画審議会

- 1 日時
令和7年（2025年）11月10日（月）午前10時00分から正午まで
- 2 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
【審議】
(1) 大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）
(2) 熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）
(3) 熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）
- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
(3) 会場内での飲食はできません。
(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。

- (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 留意点
公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。
- 8 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：096－333－2520

熊本県公安委員会告示第19号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月31日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動車興業 熊本県水俣市汐見一丁目5番45号 前田 典昭	水俣自動車学校 熊本県水俣市山手町一丁目8番1号	指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	株式会社オフアサポート 宮崎県宮崎市大字島之内35番地2 服部 幸雄	令和7年10月1日